

改 定 案	現 行
<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">宮代町部落差別を解消するための 同和教育の基本方針</p> <p style="text-align: right;">改定履歴 平成16年2月 制定 初版 平成25年4月 改定 第2版 平成30年4月 改定 第3版 令和5年4月 改定 第4版</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月 宮代町</p>	<p>(表紙)</p> <p style="text-align: center;">宮代町同和教育の基本方針 ～教育の基本的あり方～</p> <p style="text-align: right;">改定履歴 平成16年2月 制定 初版 平成25年4月 改定 第2版 平成30年4月 改定 第3版</p> <p style="text-align: center;">平成30年4月 宮代町</p>
<p>(目次)</p> <p>第1 基本方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>第2 部落差別を解消するための同和教育の経過と現状 ・・・・・・・・・ 2</p> <p> 1 国・県における経過と現状 ・・・・・・・・・ 2</p> <p> 2 本町における経過と現状 ・・・・・・・・・ 3</p> <p>第3 今後の同和教育の基本的方向・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p> 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p> (1) 人権行政の重要な柱としての同和教育</p> <p> (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p> 2 同和教育の法的根拠等</p> <p> (1) 同和教育の法的根拠</p> <p> (2) 同和教育推進の根拠</p> <p>第4 今後の同和教育の柱・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p> 1 学校同和教育・・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p> (1) 学校同和教育の推進</p> <p> (2) 部落差別の解消に関する学習</p> <p> (3) 人権に関わる相談</p> <p> (4) 教職員の資質の向上</p> <p> 2 社会同和教育・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p> (1) 社会同和教育・啓発の推進</p> <p> (2) 指導者の育成</p> <p>第5 同和教育の進め方・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p> 1 公共施設の活用・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p> 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p> 3 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p> 4 基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・ 10</p>	<p>(目次)</p> <p>第1 基本方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>第2 同和教育の経過と現状・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p> 1 国・県における取り組み・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p> 2 本町における取り組み・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>第3 今後の同和教育の基本的方向・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p> 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・ 5</p> <p> (1) 人権行政の重要な柱としての同和教育</p> <p> (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p> 2 同和教育の法的根拠等</p> <p> (1) 同和教育の法的根拠</p> <p> (2) 同和教育推進の根拠</p> <p>第4 今後の同和教育の柱・・・・・・・・・・・・・ 6</p> <p> (1) 学校同和教育の推進</p> <p> (2) 同和問題学習</p> <p> (3) 人権に関わる相談</p> <p> (4) 指導者の育成</p> <p>第5 同和教育の進め方・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p> 1 公共施設の活用・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p> 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・ 8</p> <p> 3 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p> 4 基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・ 9</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>第 1 基本方針策定の趣旨</p> <p>我が国固有の人権問題である「<u>部落差別</u>」は、日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別に由来するもので、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。</p> <p>国においては、昭和44（1969）年に「<u>同和対策事業特別措置法</u>」（以下「<u>同対法</u>」という。）が制定・施行されました。以来33年間続いた<u>部落差別解消のための特別措置法</u>は平成14（2002）3月末で失効し、国の特別対策に基づいた様々な施策が終了しました。</p> <p>これまでの<u>取組</u>では、環境改善をはじめとして様々な分野で施策が実施されてきましたが、教育・啓発においては、一般的な人権問題や<u>部落差別</u>に対する認識が深まりつつあるものの未だに結婚問題や就職差別、インターネットによる差別事件など偏見による差別意識が根強く残っており、特別対策終了後における同和教育・啓発の<u>取組</u>が極めて重要な課題となっています。</p> <p>同和教育については、平成8（1996）年の地域改善対策協議会の意見具申の中で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべき」としたうえで「<u>同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその<u>取組</u>を踏まえて積極的に推進すべきである。</u>」と述べています。</p> <p>また、平成6（1994）年の国連総会において決議された「<u>人権教育のための国連10年</u>」を受けて、我が国においても、平成9（1997）年「<u>人権教育のための国連10年に関する国内行動計画</u>」が策定されました。</p> <p>その中で、あらゆる場を通じた人権教育の推進と重要課題（女性、子ども、高齢者、障害者、<u>部落差別</u>、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人々、その他）への対応を掲げ、「一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期して、積極的に人権教育を推進する必要がある」と述べています。</p> <p>このような状況の中、平成28（2016）年12月に<u>部落差別解消の根拠法</u>となる「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」（以下「<u>部落差別解消推進法</u>」という。）が策定されました。本町においては、「<u>第4次宮代町総合計画後期実行計画</u>」を踏まえ、平成12（2000）年に策定された「<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</u>」（以下「<u>人権教育・啓発推進法</u>」という。）に基づき、平成30（2018）年4月に「<u>宮代町同和教育の基本方針</u>」を改定しました。さらに、令和3（2021）年度には「<u>第5次宮代町総合計画前期実行計画</u>」を策定しました。また、同年11月に実施した「<u>人権に関する意識調査</u>」の調査結果及び、埼玉県において、令和4（2022）年3月に「<u>埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）</u>」が策定されたことに加え、同年7月に「<u>埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例</u>」が施行されたことを踏まえ、改定から5年が経過し、それらとの整合性を図りながら、「<u>部落差別を解消するための教育の基本方針</u>」と名称を変更するとともに、見直しを行うものです。</p>	<p>第 1 基本方針策定の趣旨</p> <p>わが国固有の人権問題である<u>同和問題</u>は、日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別に由来するもので、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。</p> <p>国においては、昭和44（1969）年に「<u>同和対策事業特別措置法</u>」_____が制定・施行されました。以来33年間続いた<u>同和問題解決のための特別措置法</u>は平成14（2002）3月末で失効し、国の特別対策に基づいた様々な施策が終了しました。</p> <p>これまでの<u>取り組み</u>では、環境改善をはじめとして様々な分野で施策が実施されてきましたが、教育・啓発においては、一般的な人権問題や<u>同和問題</u>に対する認識が深まりつつあるものの未だに結婚問題や就職差別、インターネットによる差別事件など偏見による差別意識が根強く残っており、特別対策終了後における同和教育・啓発の<u>取り組み</u>が極めて重要な課題となっています。</p> <p>同和教育については、平成8（1996）年の地域改善対策協議会の意見具申の中で「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべき」としたうえで「<u>同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその<u>取り組み</u>を踏まえて積極的に推進すべきである。</u>」と述べています。</p> <p>また、平成6（1994）年の国連総会において決議された「<u>人権教育のための国連10年</u>」を受けて、わが国においても、平成9（1997）年「<u>人権教育のための国連10年に関する国内行動計画</u>」が策定されました。</p> <p>その中で、あらゆる場を通じた人権教育の推進と重要課題（女性、子ども、高齢者、障害者、<u>同和問題</u>、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人々、その他）への対応を掲げ、「一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期して、積極的に人権教育を推進する必要がある」と述べています。</p> <p>このような状況の中、<u>宮代町教育委員会</u>では、これまでの同和教育の成果と課題を総括するとともに人権教育にかかわる国内外の動向や「<u>宮代町同和行政の基本方針</u>」を踏まえ、平成16（2004）年2月に「<u>宮代町同和教育の基本方針</u>」を策定し、平成25（2013）年4月に見直しを行っています。</p> <p>そして、改定から5年が経過するなか、「<u>第4次宮代町総合計画実行計画</u>」が策定され、また、同和教育の根拠法となる「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」が平成28（2016）年12月に施行されたことから、<u>法制定の趣旨や社会状況の変化を踏まえ、部落差別のない社会の実現に向けて、これまで実施してきた諸施策をより一層推進するため、同和教育の基本方針について見直しを行う</u>ものです。</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>第2 部落差別を解消するための同和教育の経過と現状</p> <p>1 国・県における経過と現状</p> <p>国では、昭和40（1965）年の同和対策審議会の答申を契機に昭和44（1969）年に「<u>同対法</u>」を制定し、<u>部落差別解消のための施策</u>を本格的に開始しました。その後、昭和56（1981）年には同和対策協議会の意見具申として「今後における同和関係施策について」が示されました。その中で、学校教育・社会教育を中心とした教育・啓発事業の重要性が明記され、様々な<u>取組</u>が行われてきました。</p> <p>その後、平成8（1996）年には、地域改善対策協議会の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の中で、「今後、差別意識の解消を図るに当っては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築されるべきと考えられる。」と述べており、人権教育の重要な柱として同和教育を再構築することが示されました</p> <p>また、国際的な人権教育の潮流の中で、平成9（1997）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、平成12（2000）年には国民の総意による「<u>人権教育・啓発推進法</u>」が制定されました。さらに、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。</p> <p>しかしながら、現在<u>も</u>なお結婚や就職差別に加え、インターネットへの悪質な書き込み、さらに近年では、インターネット上に<u>被差別部落</u>の地名一覧が掲載されるといった新たな差別事件が発生するなど、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化も生じています。</p> <p>これらを踏まえ、<u>同対法</u>の失効から15年後の平成28年（2016）年12月に「部落差別」という文言を含んだ初めての法令として「<u>部落差別解消推進法</u>」が制定されました。この法律には現在も部落差別が存在し、これを解消することを重要な課題であることと明記されています。そして、部落差別を解消することを目的として、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施について定められています。<u>さらに、同法第6条に基づき、平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて「部落差別の実態に係る調査」を実施するとともに、平成30（2018）年「インターネット上の同和地区に関する認識情報の摘示事案の立件および処理について（依命通知）」によりこれまでの運用を見直しました。</u></p> <p>埼玉県においては、平成14（2002）年には<u>部落差別</u>をはじめとした様々な人権問題の施策の方向性を明らかにする「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、同和教育を人権教育の重要な柱として推進する教育・啓発のあり方が示され、平成24（2012）年3月に改定を行っています。</p> <p>この指針に基づき、平成15年（2003）年3月に「埼玉県人権教育推進プラン」が作成され、平成25（2013）年2月には「埼玉県人権教育実施方針」として改定されました。<u>ま</u></p>	<p>第2 同和教育の経過と現状</p> <p>1 国・県における取り組み</p> <p>国では、昭和40（1965）年の同和対策審議会の答申を契機に昭和44（1969）年に「<u>同和対策事業特別措置法</u>」を制定し、<u>同和問題解決のための施策</u>を本格的に開始しましたが、その後、昭和56（1981）年には同和対策協議会の意見具申として「今後における同和関係施策について」が示されました。その中で、学校教育・社会教育を中心とした教育・啓発事業の重要性が明記され、様々な<u>取り組み</u>が行われてきました。</p> <p>その後、平成8（1996）年には、地域改善対策協議会の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の中で、「今後、差別意識の解消を図るに当っては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築されるべきと考えられる。」と述べており、人権教育の重要な柱として同和教育を再構築することが示されました</p> <p>また、国際的な人権教育の潮流の中で、平成9（1997）年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、平成12（2000）年には国民の総意による「<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</u>」が制定されました。さらに、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。</p> <p>しかしながら、現在<u>な</u>お結婚や就職差別に加え、インターネットへの悪質な書き込み、さらに近年では、インターネット上に<u>同和地区（被差別部落）</u>の地名一覧が掲載されるといった新たな差別事件が発生するなど、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化も生じています。</p> <p>これらを踏まえ、<u>同和問題に係る特別措置法</u>の失効から15年後の平成28年（2016）年12月に「部落差別」という文言を含んだ初めての法令として「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」が制定されました。この法律には現在も部落差別が存在し、これを解消することを重要な課題であることと明記されています。そして、部落差別を解消することを目的として、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施について定められています。</p> <hr/> <p>埼玉県においては、平成14（2002）年には<u>同和問題</u>をはじめとした様々な人権問題の施策の方向性を明らかにする「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、同和教育を人権教育の重要な柱として推進する教育・啓発のあり方が示され、平成24（2012）年3月に改定を行います。</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>た、令和2（2020）年10月に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果及び、新たな人権問題への確に対応するため、令和4（2022）年3月に第2次改定が行われ、同年7月には「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。</p>	<p>また、この指針に基づき、平成15年（2003）年3月に「埼玉県人権教育推進プラン」が作成され、平成25（2013）年2月には「埼玉県人権教育実施方針」として改定されました。</p>
<p>一方、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、様々な啓発活動を行い、人権尊重社会をめざす県民運動も展開しています。</p>	
<p>2 本町における経過と現状</p>	<p>2 本町における取り組み</p>
<p>本町では、同和対策審議会の答申を踏まえ、<u>部落差別解消</u>のための施策を本格的に開始し、昭和57（1982）年には「第1次宮代町基本構想」に同和対策の推進を掲げ、町政の最重要課題として位置づけを行い、平成2（1990）年には「第2次宮代町総合計画」、そして平成13（2001）年においても「第3次宮代町総合計画」に同和行政を町政の最重要課題として位置づけ取り組んできました。また、昭和62（1987）年、平成4（1992）年、平成9（1997）年には「宮代町同和対策（同和教育）事業5ヶ年計画」を策定し、今日まで啓発対策、社会同和教育、学校同和教育を推進してきました。</p>	<p>本町では、同和対策審議会の答申を踏まえ、<u>同和問題解決</u>のための施策を本格的に開始し、昭和57（1982）年には「第1次宮代町基本構想」に同和対策の推進を掲げ、町政の最重要課題として位置づけを行い、平成2（1990）年には「第2次宮代町総合計画」、そして平成13（2001）年においても「第3次宮代町総合計画」に同和行政を町政の最重要課題として位置づけ取り組んできました。また、昭和62（1987）年、平成4（1992）年、平成9（1997）年には「宮代町同和対策（同和教育）事業5ヶ年計画」を策定し、今日まで啓発対策、社会同和教育、学校同和教育を推進してきました。</p>
<p>平成6（1994）年12月には、あらゆる差別のない、平和で安心な暮らしやすい郷土の実現を目指して「人権尊重平和都市宣言」を行い、さらに、平成10（1998）年12月には「人権教育のための国連10年」にかかわる各種人権施策について、全庁的な連携、協力体制を確保し総合的かつ効果的な推進を図るために「宮代町人権教育推進本部」を設置するとともに、平成12（2000）年3月には「宮代町人権教育のための国連10年行動計画・実施計画」を策定し、<u>部落差別</u>をはじめとした<u>様々な人権問題</u>の解決のため、人権教育・啓発の推進に取り組んできました。</p>	<p>平成6（1994）年12月には、あらゆる差別のない、平和で安心な暮らしやすい郷土の実現を目指して「人権尊重平和都市宣言」を行い、さらに、平成10（1998）年12月には「人権教育のための国連10年」にかかわる各種人権施策について、全庁的な連携、協力体制を確保し総合的かつ効果的な推進を図るために「宮代町人権教育推進本部」を設置するとともに、平成12（2000）年3月には「宮代町人権教育のための国連10年行動計画・実施計画」を策定し、<u>同和問題</u>をはじめとした_____人権問題の解決のため、人権教育・啓発の推進に取り組んできました。</p>
<p>さらに平成15（2003）年4月には「宮代町同和行政の基本方針」を策定、それを受けて平成16（2004）年2月に「宮代町同和教育の基本方針」を策定しました。</p>	<p>さらに平成15（2003）年4月には「宮代町同和行政の基本方針」を策定、それを受けて平成16（2004）年2月に「宮代町同和教育の基本方針」を策定しました。</p>
<p>また、平成17（2005）年9月に「宮代町人権施策推進指針」を策定し、<u>令和3（2021）年4月から「第5次宮代町総合計画前期実行計画」</u>の柱の一つとして、特別措置法失効後も法の有無に関わらず、同和対策・教育を推進してきました。</p>	<p>また、平成17（2005）年9月に「宮代町人権施策推進指針」を策定し、<u>平成24（2012）年4月から「第4次宮代町総合計画実行計画」</u>の柱の一つとして、特別措置法失効後も法の有無に関わらず、同和対策・教育を推進してきました。</p>
<p>さらには、本町を含む埼玉葛12市町*の共同事業において、「差別の現実から学ぶ」を基本に「埼玉葛郡市教職員合同現地研修会」をはじめとした<u>各種研修会</u>を行い、「地域間交流を通じて地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図る」を目的とした自立支援・交流促進事業である人権フェスティバルを開催し、各種啓発・研修事業を実施してきました。</p>	<p>さらには、本町を含む埼玉葛12市町*の共同事業において、「差別の現実から学ぶ」を目的に_____フィールドワーク等を行い、「地域間交流を通じて地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図る」を目的とした自立支援・交流促進事業である人権フェスティバルを開催し、各種啓発・研修事業を実施してきました。</p>
<p>これまでの教育・啓発活動の<u>取組</u>により、差別意識は着実に解消に向けて進んでいますが、埼玉県や埼玉葛管内においても<u>差別はがきや落書き等の差別事象が後を絶たず、最近ではインターネットを利用した差別情報の掲載等、未だに差別意識が根強く残っています。</u>そのため、GIGAスクール構想における情報モラル教育の推進が一層重要になっております。</p>	<p>これまでの教育・啓発活動の<u>取り組み</u>により、差別意識は着実に解消に向けて進んでいますが、埼玉県や埼玉葛管内においても<u>差別はがきや落書き、インターネット等を利用した心理的差別が後を絶たずむしろ陰湿化し、未だに差別意識が根強く残っています。</u></p>
<p><u>令和3（2021）年11月に埼玉葛12市町が共同で実施した「人権に関する意識調査」</u>では、人権に関する意識は年代を問わず非常に高いという結果が出ていますが、結婚や就職時の身元調査や住宅の購入等、<u>部落差別</u>に対する差別意識や偏見は依然として存在するという結果が出</p>	

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>ています。また、<u>部落差別</u>を知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」割合が最も高いものの、一方で、<u>20歳代</u>の若い年代に「同和問題を知らない」とした回答が多かったことから、特別対策が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えていると言えます。また、<u>令和元（2019）年に埼玉12市町が共同で実施した「同和教育に関する教員意識調査」</u>では、<u>部落差別の実態を知らない教職経験の浅い教職員が増えているという結果も出ていることから</u>、学校現場における同和教育の更なる充実が求められています。</p> <p>今後においては、差別意識が未だに根強く残っていることを再認識し、同和教育の推進とともに人権教育を推進し、人権意識調査の結果も踏まえながら、「<u>部落差別解消推進法</u>」に基づき、地域の実情に応じた人権意識の高揚を図りながら公平で広く住民の共感が得られるような参加機会の創意工夫に努め、日常生活の中で実践的に実施するなど、より効果的で実効性のある教育・啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>※埼玉12市町 三郷市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市</p> <p>第3 今後の同和教育の基本的方向</p> <p>1 基本方針</p> <p>（1）人権行政の重要な柱としての同和教育</p> <p>人権教育は、<u>我が国</u>の憲法や国際的な人権宣言などを基にしながら、人間の尊厳の精神を身につけ、これを社会生活に生かすことのできる能力や態度を育成する教育です。また、同和教育は、<u>部落差別</u>を国民の基本的人権にかかわる問題として憲法、部落差別の解消の推進に関する法律及び教育基本法の精神に則り、同和対策審議会の答申の趣旨に沿って現代社会に残る部落差別の解消を目指す教育です。</p> <p>部落差別を解消するためには、全体的に人権意識の高揚を図ることが重要であり、人権教育を推進することが必要です。</p> <p>しかしながら「差別はいけない」という一般論では、<u>部落差別</u>の解消には至りませんでした。<u>被差別部落</u>への偏見を取り除き、<u>部落差別</u>を正しく理解するためには、<u>部落差別固有</u>の学習が必要となります。こうしたことから、同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけ積極的に同和教育を推進します。</p>	<p><u>平成29（2017）年</u>に埼玉12市町が共同で実施した「人権に関する意識調査」では、人権に関する意識は年代を問わず非常に高いという結果が出ていますが、結婚や就職時の身元調査や住宅の購入等、<u>同和問題</u>に対する差別意識や偏見は依然として存在するという結果が出ています。また、<u>同和問題</u>を知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」割合が最も高いものの、一方で、<u>20～30歳代</u>といった若い年代に「同和問題を知らない」とした回答が多かったことから、特別対策が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えていると言えます。<u>このため</u>、</p> <p>_____学校</p> <p>現場における同和教育の更なる充実が求められています。</p> <p>今後においては、差別意識が未だに根強く残っていることを再認識し、同和教育の推進とともに人権教育を推進し、人権意識調査の結果も踏まえながら、「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」に基づき、地域の実情に応じた人権意識の高揚を図りながら公平で広く住民の共感が得られるような参加機会の創意工夫に努め、日常生活の中で実践的に実施するなど、より効果的で実効性のある教育・啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>※埼玉12市町 三郷市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、杉戸町、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市</p> <p>第3 今後の同和教育の基本的方向</p> <p>1 基本方針</p> <p>（1）人権行政の重要な柱としての同和教育</p> <p>人権教育は、<u>わが国</u>の憲法や国際的な人権宣言などを基にしながら、人間の尊厳の精神を身につけ、これを社会生活に生かすことのできる能力や態度を育成する教育です。また、同和教育は、<u>同和問題</u>を国民の基本的人権にかかわる問題として憲法、部落差別の解消の推進に関する法律及び教育基本法の精神に則り、同和対策審議会の答申の趣旨に沿って現代社会に残る部落差別の解消を目指す教育です。</p> <p>部落差別を解消するためには、全体的に人権意識の高揚を図ることが重要であり、人権教育を推進することが必要です。</p> <p>しかしながら「差別はいけない」という一般論では、<u>同和問題</u>の解消には至りませんでした。<u>同和地区</u>への偏見を取り除き、<u>同和問題</u>を正しく理解するためには、<u>同和問題固有</u>の学習が必要となります。こうしたことから、同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけ積極的に同和教育を推進します。</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>(2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p>部落差別を解消するためには、人々の心の中にある差別意識の解消を図る必要があります。差別意識は、<u>部落差別</u>を正しく理解していない偏見や無認識から発生するものと言えます。最近の傾向として全体的にはこれまでの教育・啓発活動で<u>部落差別</u>についての理解は深まりましたが、差別事象が示すように未だに差別意識が根強く残っていることが伺われます。</p> <p>差別意識を解消するためには、実際に差別を受けている当事者の痛みや悲しみが分からなければ差別をなくそうという気持ちは生まれてきません。</p> <p>そのような意味から、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられた成果を踏まえながら「差別の現実から学ぶ」ことを原点とし、差別意識の解消に向けて、様々な場を通じて効果的かつ積極的に同和教育を推進します。</p> <p>2 同和教育の法的根拠等</p> <p>(1) 同和教育の法的根拠</p> <p>今後の同和教育につきましては、「<u>人権教育・啓発推進法</u>」第5条、「<u>部落差別解消推進法</u>」第3条第2項及び、「<u>埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例</u>」に基づき、施策を実施します。</p> <p>(2) 同和教育推進の根拠</p> <p>同和教育の具体的な推進につきましては、「<u>人権教育・啓発推進法</u>」第7条の規定に基づき国が策定した「<u>人権教育・啓発に関する基本計画</u>」、埼玉県では、「<u>埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）</u>」、「<u>埼玉県人権教育実施方針（第2次改定）</u>」が策定されました。</p> <p>当町では、「<u>第5次宮代町総合計画前期実行計画</u>」を策定し、さらに、「<u>宮代町人権施策推進指針</u>」、「<u>宮代町部落差別を解消するための行政の基本方針</u>」及び「<u>宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針</u>」を踏まえ推進していきます。</p>	<p>(2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進</p> <p><u>同和問題</u>を解消するためには、人々の心の中にある差別意識の解消を図る必要があります。差別意識は、<u>同和問題</u>を正しく理解していない偏見や無認識から発生するものと言えます。最近の傾向として全体的にはこれまでの教育・啓発活動で<u>同和問題</u>についての理解は深まりましたが、差別事象が示すように未だに差別意識が根強く残っていることが伺われます。</p> <p>差別意識を解消するためには、実際に差別を受けている当事者の痛みや悲しみが分からなければ差別をなくそうという気持ちは生まれてきません。</p> <p>そのような意味から、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられた成果を踏まえながら「差別の現実から学ぶ」ことを原点とし、差別意識の解消に向けて、様々な場を通じて効果的かつ積極的に同和教育を推進します。</p> <p>2 同和教育の法的根拠等</p> <p>(1) 同和教育の法的根拠</p> <p>今後の同和教育につきましては、「<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</u>」第5条及び「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」第3条第2項の規定に基づき、施策を実施します。</p> <p>(2) 同和教育推進の根拠</p> <p>同和教育の具体的な推進につきましては、「<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</u>」第7条の規定に基づき国が策定した「<u>人権教育・啓発に関する基本計画</u>」、埼玉県では、「<u>埼玉県人権教育推進プラン</u>」、そして、「(改定) <u>埼玉県人権施策推進指針</u>」が策定されました。</p> <p>当町では、「【改定】<u>宮代町人権施策推進指針</u>」を策定し、さらに、「<u>第4次宮代町総合計画実行計画</u>」、「<u>宮代町同和行政の基本方針</u>」を踏まえ推進していきます。</p>
<p>第4 今後の同和教育の柱</p> <p>1 学校同和教育</p> <p>(1) 学校同和教育の推進</p> <p><u>部落差別</u>に関しては、特別措置法が終了して以降、部落差別の実態を知らない若い世代が増えており、令和元（2019）年に埼玉葛12市町が共同で実施した「<u>同和教育に関する教員意識調査</u>」では、部落差別の実態を知らない教職経験の浅い教職員が増えているという結果も出ていることから、<u>学校現場における同和教育の更なる充実が必要になっております</u>。そのため、「<u>部落差別解消推進法</u>」の理念を踏まえ、すべての教育活動を通して、同和教育を人権教育推進体系に明確に位置づけ、人権を尊重する教育の徹底を図るため、児童・生徒の発達段階に応じて、指導</p>	<p>第4 今後の同和教育の柱</p> <p>1 学校同和教育</p> <p>(1) 学校同和教育の推進</p> <p><u>同和問題</u>に関しては、特別措置法が終了して以降、部落差別の実態を知らない若い世代が増えており、</p> <p>_____</p> <p>_____学校現場における同和教育の更なる充実が必要です。そのため、「<u>部落差別の解消の推進に関する法律</u>」の理念を踏まえ、すべての教育活動を通して、同和教育を人権教育推進体系に明確に位置づけ、人権を尊重する教育の徹底を図るため、児童・生徒の発達段階に応じて、指導</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>計画をつくり具体的な取組ができるように努めます。</p> <p>また、町内小中学校の人権教育主任で組織されている人権教育部会において指導方法の研究・開発、学習教材や資料の作成に努めるほか、<u>GIGAスクール構想の実現を目指して、情報を主体的に判断、活用する能力の育成と情報モラルの育成を図ります。</u></p> <p>(2) 部落差別の解消に関する学習</p> <p>幼少期から人権を大切にすることを養うことは、人間の人格形成の面からも大変重要なことです。集団活動を通して、社会生活のルールや自分の義務、責任を自覚し、あらゆる場面で、自分も他者も大切にすることを育てることが必要です。学校同和教育は、児童・生徒の発達段階において<u>部落差別</u>の正しい知識と理解を深め、相手の痛みを自分の痛みとして感じ取れるように育成しなければなりません。そのような意味からも計画的かつ系統的に<u>部落差別に対する学習</u>を推進し、<u>部落差別に対する正しい理解</u>を図るとともに、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成します。</p> <p>また、児童・生徒自らが差別に気付き、差別を許さない心を育み、単なる知識に止まることのない具体的な行動や実践ができる人格を育成します。</p> <p>(3) 人権に関わる相談</p> <p>差別やいじめの問題については、差別を受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とするとともに、差別行動等を行った児童・生徒についても、その背景を十分分析し、人権意識を高めるように努めます。</p> <p>特にいじめ、不登校については、教職員の共通理解と連携、さわやか相談員やボランティア相談員と連携を図りながら、さらに相談体制を推進し、これらの問題を<u>解決</u>できるように努めます。</p> <p>また、進路指導においては、児童・生徒一人ひとりの個性や能力に応じた細やかな指導・支援に努め、幅広い職業観を含めた将来展望ができる多様な情報提供と指導を通して、最終的な決定ができよう努めます。</p> <p>また、生徒の就職に際して、差別的な選考がなされないよう関係機関と連携し、事業主への啓発に努めます。</p> <p>(4) 教職員の資質の向上</p> <p><u>部落差別</u>を正しく理解し、部落差別をなくしていくことのできる児童・生徒を育成するためには、指導者である教職員が<u>部落差別</u>について正しい理解と認識を深めることが重要です。</p> <p>そこで、「差別の現実から学ぶ」ことを原点として、<u>埼玉12市町共同事業である「埼玉郡市教職員合同現地研修会」</u>をはじめとした各種研修事業への参加と、<u>地域や家庭との連携</u>を図りながら、<u>被差別部落</u>の果たしてきた役割を正しく伝える研修会や研究会等の充実を図ります。</p>	<p>計画をつくり具体的な取り組みができるように努めます。</p> <p>また、町内小中学校の人権教育主任で組織されている人権教育部会において指導方法の研究・開発、学習教材や資料の作成にも努めます。</p> <p>(2) 同和問題学習</p> <p>幼少期から人権を大切にすることを養うことは、人間の人格形成の面からも大変重要なことです。集団活動を通して、社会生活のルールや自分の義務、責任を自覚し、あらゆる場面で、自分も他者も大切にすることを育てることが必要です。学校同和教育は、児童・生徒の発達段階において<u>同和問題</u>の正しい知識と理解を深め、相手の痛みを自分の痛みとして感じ取れるように育成しなければなりません。そのような意味からも計画的かつ系統的に<u>同和問題学習</u>を推進し、<u>同和問題</u>の正しい理解を図るとともに、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成します。</p> <p>また、児童・生徒自らが差別に気付き、差別を許さない心を育み、単なる知識に止まることのない具体的な行動や実践ができる人格を育成します。</p> <p>(3) 人権に関わる相談</p> <p>差別やいじめの問題については、差別を受けた児童・生徒の人権を擁護することを基本とするとともに、差別行動等を行った児童・生徒についても、その背景を十分分析し、人権意識を高めるように努めます。</p> <p>特にいじめ、不登校については、教職員の共通理解と連携、さわやか相談員やボランティア相談員と連携を図りながら、さらに相談体制を推進し、これらの問題を解消できるように努めます。</p> <p>また、進路指導においては、児童・生徒一人ひとりの個性や能力に応じた細やかな指導・支援に努め、幅広い職業観を含めた将来展望ができる多様な情報提供と指導を通して、最終的な決定ができよう努めます。</p> <p>また、生徒の就職に際して、差別的な選考がなされないよう関係機関と連携し、事業主への啓発に努めます。</p> <p>(4) 教職員の資質の向上</p> <p><u>同和問題</u>を正しく理解し、部落差別をなくしていくことのできる児童・生徒を育成するためには、指導者である教職員が<u>同和問題</u>について正しい理解と認識を深めることが重要です。</p> <p>「差別の現実から学ぶ」ことを原点として、<u>_____</u> 域や家庭との連携を図りながら、<u>_____</u> 部落の果たしてきた役割を正しく伝える研修会や研究会等の充実を図ります。</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>2 社会同和教育</p> <p>(1) 社会同和教育・啓発の推進</p> <p>これまでの人権教育・啓発の基本となっていたのは<u>部落差別</u>に対する教育・啓発であり、その成果を踏まえ、今後とも法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からのアプローチと差別問題の解決という個別的な視点からのアプローチの両面から捉えて、総合的かつ効果的な人権教育・啓発事業を実施することにより、あらゆる差別を許さないという社会意識の醸成を図ります。</p> <p>そして「差別の現実から学ぶ」ことを基本とし「差別の現実から出発しない同和教育は説得力を持たない」との考えに立ち「町民の知りたいこと、聞きたいことに答える」「部落の人々の果たしてきた役割を正しく伝え、地域や職場・学校の課題と結びつける」そして真の理解と共感に結びつく教育・啓発を実施し、一人ひとりが不合理や矛盾に気付き、偏見や差別を見抜き、自分自身の問題として捉え、<u>解消</u>していく態度を育成します。</p> <p>(2) 指導者の育成</p> <p>同和教育・啓発を全町的に推進するためには、専門的かつより多くの指導者を育成することが必要です。そのために町の各種団体や民間企業等のリーダーを対象に指導育成のための研修会等を計画的、継続的に開催し、指導者の育成を図ります。</p> <p>第5 同和教育の進め方</p> <p>1 公共施設の活用</p> <p>すべての町民が<u>部落差別</u>に対する正しい理解と認識を深め、差別や偏見のない明るい社会を目指し、公民館等の公共施設を活用しながら<u>部落差別</u>に対する啓発活動を推進します。</p> <p>2 推進体制</p> <p>同和教育を総合的かつ効果的に推進するため教育委員会を中心として、全庁的な施策の推進を図ります。</p> <p>また、学校や「宮代町人権教育推進協議会」、町の関係団体と連携を図りながら推進します。</p> <p>学校教育については、<u>経験豊富な教員が経験の浅い教員に部落差別に対する教え方を教える等</u>といった協力体制を築きつつ、各小中学校の学校管理職や人権教育主任により学校の推進体制を整備するとともに人権教育部会を中心として学校間の連携を図り効果的に学校同和教育を推進します。</p> <p>社会教育では、町民の教育・啓発を推進するために町の関係機関と連携を図りながら、同和教育及び人権教育を推進します。</p>	<p>2 社会同和教育</p> <p>(1) 社会同和教育・啓発の推進</p> <p>これまでの人権教育・啓発の基本となっていたのは<u>同和問題</u>の教育・啓発であり、その成果を踏まえ、今後とも法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からのアプローチと差別問題の解決という個別的な視点からのアプローチの両面から捉えて、総合的かつ効果的な人権教育・啓発事業を実施することにより、あらゆる差別を許さないという社会意識の醸成を図ります。</p> <p>そして「差別の現実から学ぶ」ことを基本とし「差別の現実から出発しない同和教育は説得力を持たない」との考えに立ち「町民の知りたいこと、聞きたいことに答える」「部落の人々の果たしてきた役割を正しく伝え、地域や職場・学校の課題と結びつける」そして真の理解と共感に結びつく教育・啓発を実施し、一人ひとりが不合理や矛盾に気付き、偏見や差別を見抜き、自分自身の問題として捉え、<u>解決</u>していく態度を育成します。</p> <p>(2) 指導者の育成</p> <p>同和教育・啓発を全町的に推進するためには、専門的かつより多くの指導者を育成することが必要です。そのために町の各種団体や民間企業等のリーダーを対象に指導育成のための研修会等を計画的、継続的に開催し、指導者の育成を図ります。</p> <p>第5 同和教育の進め方</p> <p>1 公共施設の活用</p> <p>すべての町民が<u>同和問題</u>に対する正しい理解と認識を深め、差別や偏見のない明るい社会を目指し、公民館等の公共施設を活用しながら<u>同和問題</u>に対する啓発活動を推進します。</p> <p>2 推進体制</p> <p>同和教育を総合的かつ効果的に推進するため教育委員会を中心として、全庁的な施策の推進を図ります。</p> <p>また、学校や「宮代町人権教育推進協議会」、町の関係団体と連携を図りながら推進します。</p> <p>学校教育については、<u>各小中学校の学校管理職や人権教育主任により学校の推進体制を整備するとともに人権教育部会を中心として学校間の連携を図り効果的に学校同和教育を推進します。</u></p> <p>社会教育では、町民の教育・啓発を推進するために町の関係機関と連携を図りながら、同和教育及び人権教育を推進します。</p>

宮代町部落差別を解消するための同和教育の基本方針 新旧対照表

改 定 案	現 行
<p>3 関係機関との連携 国や県との連携を強化しながらそれぞれが保有している情報を共有化し、有効利用します。また、埼玉12市町や「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉郡市市町統一对応基準」(平成24(2012)年4月1日効力発生)に基づく対応団体と連携・協議をするとともに、地域社会の教育力が大きな役割を果たすことからPTA、保護者及び地域との連携を図ります。また、埼玉12市町との連携をとりながら人権意識調査を定期的実施し、人権施策の基礎資料として活用していきます。</p> <p>4 基本方針の見直し この基本方針は、国の新たな法律の施行若しくは改正、または社会情勢に変化が生じた場合は、より効果的な同和教育・啓発を推進するために、必要に応じ見直しを行うものとします。</p>	<p>3 関係機関との連携 国や県との連携を強化しながらそれぞれが保有している情報を共有化し、有効利用します。また、埼玉12市町や「同和問題に取り組む民間運動団体に対する埼玉郡市市町統一对応基準」_____に基づく対応団体と連携・協議をするとともに、地域社会の教育力が大きな役割を果たすことからPTA、保護者及び地域との連携を図ります。また、埼玉12市町との連携をとりながら人権意識調査を定期的実施し、人権施策の基礎資料として活用していきます。</p> <p>4 基本方針の見直し この基本方針は、国の新たな法律の施行若しくは改正、または社会情勢に変化が生じた場合は、より効果的な同和教育・啓発を推進するために、必要に応じ見直しを行うものとします。</p>